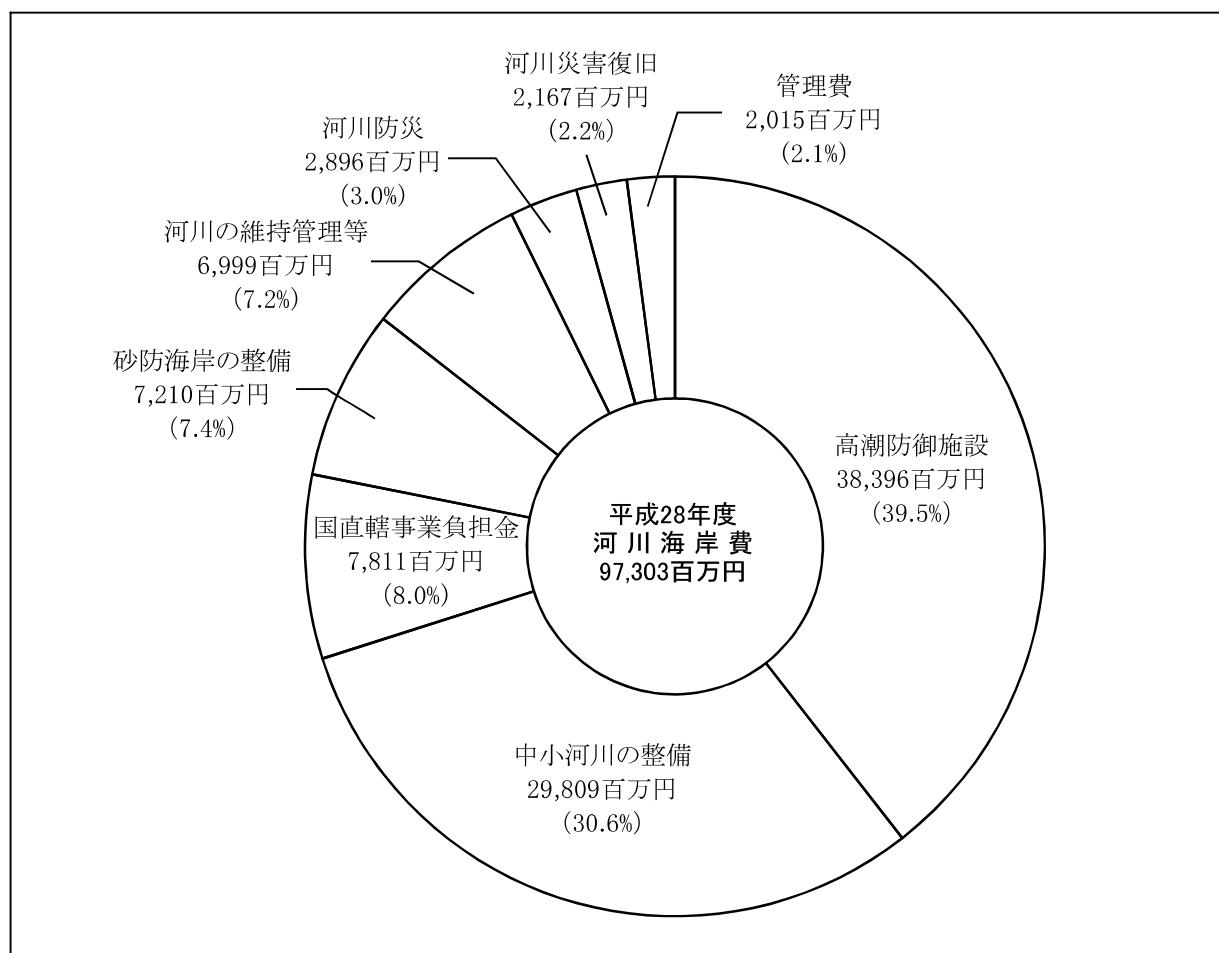
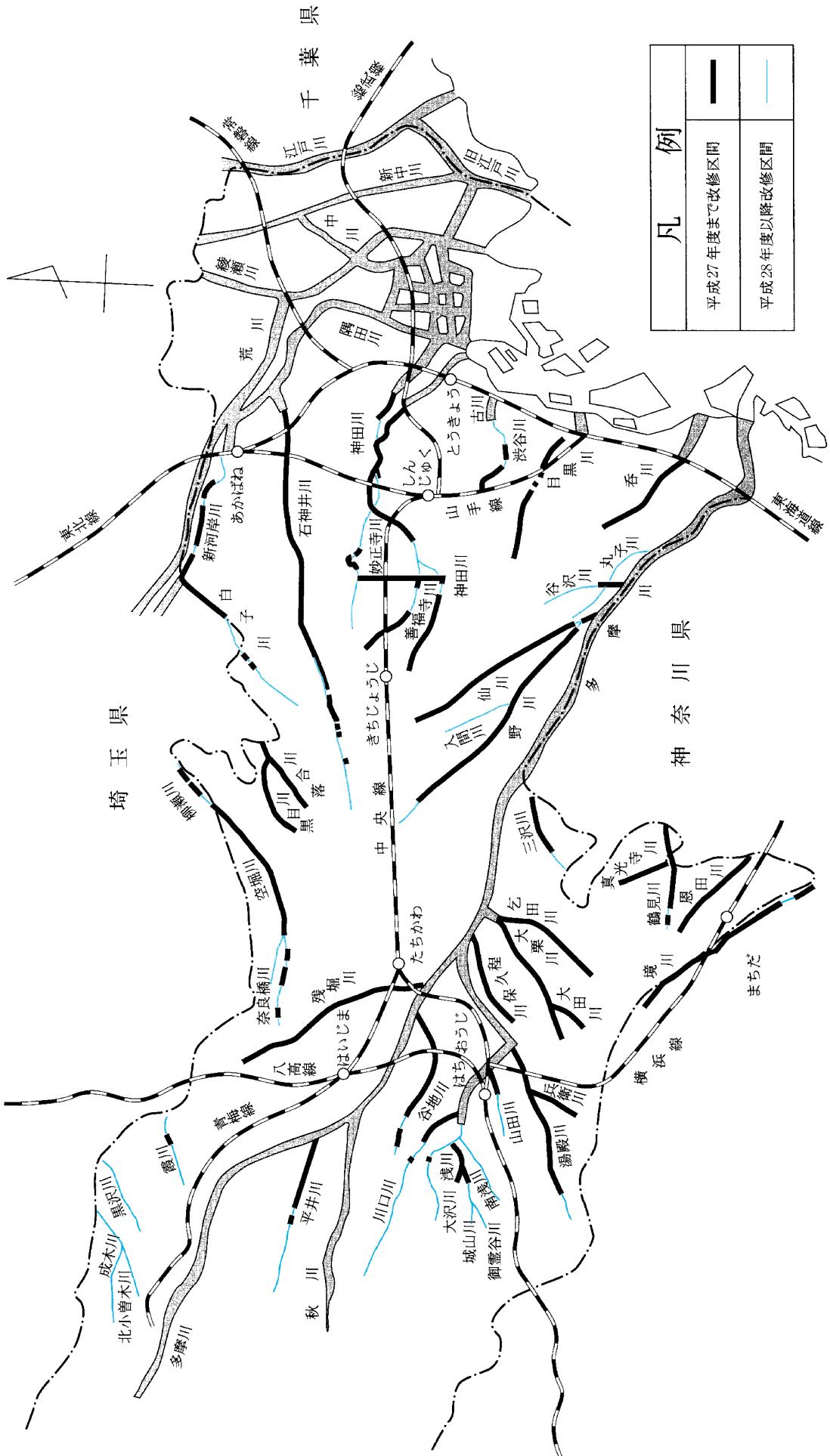


第1	あらまし	(75)
第2	東京の地勢と水系	(76)
第3	河川管理	(77)
第4	中小河川の整備	(79)
第5	低地河川の整備	(87)
第6	土砂災害防止事業	(93)
第7	海岸保全事業	(95)
第8	河川環境の整備	(95)
第9	河川維持	(96)
第10	河川防災	(97)
第11	公共土木施設災害復旧 (国土交通省所管施設)	(97)
第12	水防	(98)
第13	その他	(100)

河 川



第3・1図 中小河川改修計画図



第1 あらまし

1 概 要

河川事業は、洪水・高潮による水害や土砂災害等の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目的とし、安全で安心かつ活力のある都市の創出に資するものである。

区部の台地や多摩部の中小河川では、河川の氾濫による水害を防止するため、護岸や調節池等の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。

東部低地帯の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、防潮堤や水門等の整備や耐震・耐水対策を進めている。また、隅田川などの主要河川においては、スーパー堤防等の整備を進め、耐震性の向上とともに、水辺環境の向上を図っている。

多摩部や島しょを中心に、豪雨による土砂災害や、火山噴火による災害から都民の命を守るために、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策を実施している。また、高潮・波浪等による海岸の侵食を防止し、国土を保全するため、主に島しょで海岸保全施設の整備を進めている。

さらに、河川は密集した市街地の中で人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであるため、多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した護岸の整備を行うなど、人々が集い、憩える水辺環境の創出に努めている。

2 課 題

中小河川においては、時間50ミリ降雨に対応するための護岸や調節池等の整備を進めてきており、平成27年度末の治水安全度は79%となっている。しかし、近年、時間50ミリをはるかに超える局地的な集中豪雨が頻発し、家屋の浸水被害や道路冠水をもたらしているため、これらの降雨に対して、より高い目標を設定し、河川整備を一層、効率的、効果的に進めていくことが求められている。

東部低地帯の河川の高潮防御施設の整備においては一定の安全性を確保してきているものの、東日本大震災を踏まえ、施設の耐震性能照査をした結果、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合に堤防や水門等が損傷する可能性があることが

判明した。地震時における津波等による浸水を防止するため、早期に耐震・耐水対策を進めていく必要がある。

また、呑川や神田川下流部などの低地河川には、プレジャーボートや営業船などの放置が多く、河川管理や事業推進等の支障となっている。

土砂災害対策においては、施設整備等のハード対策を危険度や保全対象を考慮して、優先度の高い箇所から順次実施しているが、都内には土砂災害危険箇所が約15,000箇所あると見込まれており、全ての箇所でハード対策を実施するには、多大な時間と費用を要する。このため、地域住民への情報提供や警戒避難体制の確立など、ソフト対策の充実が重要となっている。

海岸保全においては、侵食に対応する施設整備に加えて、東日本大震災を踏まえた地震・津波に 対策の推進が必要である。また、首都東京の更なる魅力向上を図るため、親しみやすい河川空間を創出するとともに、地域や民間と連携し、河川空間を利用した恒常的なぎわいづくりを行っていく必要がある。

3 今後の対応方針

中小河川においては、時間50ミリ降雨に対応する護岸整備等、これまでの対策を着実に進めていくことに加え、地域の降雨特性を踏まえ、目標整備水準を区部で時間最大75ミリ降雨、多摩部で時間最大65ミリ降雨（いずれも年超過確率1／20で等しい）に引き上げた「中小河川における都の整備方針」（平成24年11月）を策定した。この方針に基づき、新たな目標整備水準に対応できる調節池等の整備を進めていく。また、治水施設の整備とともに、浸水予想区域図や洪水予報などの防災情報の提供を充実させていく。

東部低地帯の河川においては、今後想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とした「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月）に基づき、平成33年度までに約86キロの堤防と全22施設の水門等の耐震・耐水対策を実施していく。このうち、特に緊急性の高い全ての水門、排水機場等と水門外側の堤防（防潮堤）については2020年（平成31年度）までの完了を目指していく。

土砂災害対策においては、平成29年度までに土砂災害危険箇所の調査を完了させ、平成31年度ま

でに土砂災害警戒区域等の指定完了を目指すとともに、調査が完了した地域から直ちに結果を公表し、区市町村の防災体制の早期整備を促進していく。また、災害が発生した箇所や保全対象が多く立地する箇所などについては、引き続き重点的に土砂災害対策を実施していく。

海岸事業においては、侵食を防止する人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め、良好な海岸環境を創出していく。

河川空間の利用においては、「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成26年2月）のとりまとめを踏まえ、恒常的なぎわいの創出に向けて、浅草や両国などのエリアで重点的にぎわいを誘導するとともに、テラスの連續化や夜間照明の設置などにより水辺の動線を強化する。併せて、成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段の活用を図るため、舟運の活性化に取り組み、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを進めていく。

第2 東京の地勢と水系

河川部計画課

1 概 要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。また、太平洋上には、伊豆諸島や小笠原諸島の島々が点在している。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集め多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の5つに大別される。

2 多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240km²で山梨県、東京都及び神奈川県の1都2県にまたがる一級河川である。

3 鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235km²の一級河川である。

4 荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940km²の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

5 利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840km²の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながら東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は987km²の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は200km²の一級河川である。

6 その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐ他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島を流れるハツ瀬川などの二級河川がある。

このうち、城南地区を流れる河川の上流部など一部の区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

第3 河 川 管 理

河川部指導調整課

1 概 要

わが国の河川行政は、明治29年の河川法（旧法）の公布により、はじめて近代的行政として歩み始めた。旧法制定後の社会経済の著しい進展や新憲法制定などの法制度の変革を受け、昭和39年、旧法が全面改正され、新しい河川法が制定された。新法は、治水のほか利水も目的に加え、区间主義河川管理制度に代えて水系主義河川管理制度を導入したことから、水系を一貫した管理体系に基づく治水事業の計画的な推進及び産業の発展や人口の増加等に伴う様々な需要を満たすための広域的な見地からの水利用・開発が図られることになった。

新法施行後も改正を重ね、近年においては、高規格堤防特別区域の指定（平成3年）、河川区域の特例としての河川立体区域制度と相手方が特定できない場合の監督処分の手続の創設（平成7年）、法的に「河川環境の整備と保全」の追加、地域の意向を反映した河川整備計画制度の導入及び異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置（平成9年）、流水占用料等徴収事務を自治事務とする等の地方分権への対応措置（平成11年）、一級河川の直轄区間においても市町村長に河川工事等を認める規定、政令市への河川管理権限の付与等の規定を創設（平成12年）、また、平成25年6月の改正では、自発的に河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するため、河川協力団体制度が創設された。

河川の管理は、洪水、高潮等による災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために総合的な管理を行わなければならない。

つまり、河川管理とは、河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為及び河川区域の指定、河川使用の許可、河川に影響をおよぼす行為の制限、費用負担命令、公用負担等の行政処分であって、公共用物としての河川の保全及び改良並びにその利用の確保増進と共に付随して行われる一切の行為を指す。

河川行政の基本的要点は、次のとおりである。

2 河川の分類

河川法では、公共の水流及び水面としての河川

を一級河川、二級河川、準用河川に区分して規定する。一級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、社会资本整備審議会及び都道府県知事の意見を聞いたうえ、国土交通大臣が指定したものをいう。二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係市町村長の意見を聞いたうえ、都道府県知事が指定したものをいう。

東京都内の河川には、4水系92の一級河川と都知事が管理する15の二級河川がある。（資料第3-（1）、P.234）

なお、一級河川及び二級河川以外の河川で、区市町村長が指定したものについては、原則として二級河川に関する規定を準用して河川管理が行われるため、準用河川といわれる。

3 河川管理者

河川の管理は、一級河川については国土交通大臣、二級河川は当該都道府県を統括する都道府県知事が管理することとなっているが、一級河川の一部の区間においては、政令により国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事が行っている（この区間を「指定区間」という。）。

更に、特別区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川のうち、隅田川や地下調節池などの治水対策上重要な河川や河川管理施設は都知事が管理するが、神田川や江東内部河川などは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区長が維持管理している。

（資料第3-（2）、P.236）

4 普通河川等の管理

河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面を普通河川という。

普通河川や濠、池等のように、河川法等の特別法の適用を受けない公有水面については、大部分が国有であったが、都道府県又は市町村が条例を定めて管理を行うことができるとされていた（地方分権一括法による改正前の地方自治法第2条及び14条）。

普通河川は、地方分権推進計画により、平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間で、一部を除いて国から区市町村に譲与された。譲与により、普通河川の機能管理、財産管理とも区市町村の自治事務となった。各区市町村では、公共

物管理条例等を制定して普通河川を管理している。

5 河川区域内の占用

河川区域内の土地は、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は、原則として認めるべきものではない。

しかし、公園のように一般公衆の河川敷の利用を増進する施設や、道路や鉄道の橋梁のように公共性、公益性のある事業等、占用の主体や施設が適切なものについて許可している。主な占用施設としては、道路・鉄道の橋梁、電気、ガス、水道、下水道、電気通信施設等がある。

また、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する流水の占用は、その目的を達成するのに必要な限度において許可されている。代表的形態として、かんがい用、工業用、発電用等がある。

東京都知事は、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例に基づいて土地占用料、流水占用料等を徴収している。なお、河川流水占用料等の処理件数及び収入実績は、第3・1表のとおりである。

第3・1表 河川流水占用料等処理件数及び収入実績

(単位：件、千円)

区分	土地面 占・使用料	水利使 用
23年度 〔件数 〔金額〕	11,313 2,796,872	20 77,144
24年度 〔件数 〔金額〕	12,100 2,812,496	19 77,255
25年度 〔件数 〔金額〕	12,378 2,947,318	19 77,257
26年度 〔件数 〔金額〕	12,721 2,912,140	17 77,051
27年度 〔件数 〔金額〕	12,871 2,865,687	16 65,674

6 特例占用制度の活用

平成23年4月に河川敷地占用許可準則が改正され、地域との合意形成が図られ、河川管理者が指定する区域に限り、民間事業者によるイベント施設、船着場、オープンカフェなどの河川敷地利用が可能となった。

都では、平成24年12月に隅田川（台東区）において区域指定を行い、平成25年10月にオープンカフェがオープンするなど、河川空間における更なるにぎわい創出に向けて国・関係区市町村と連携を図り、水辺の魅力向上に努めているところである。

7 河川敷地の適正管理

河川敷地等の不法占用や不法占拠、ゴミの不法投棄等を防止して、河川を適正に管理するために、河川監察を行っている。

河川監察に際しては、重点的、効率的に巡視、監視業務を行い、不法占用等の早期発見と是正指導に努めている。

また、河川管理上重大な支障がある場合については、監督処分から行政代執行までの法的措置を視野に入れて適正化を図っていく。

8 河川におけるホームレス対策

都管理河川におけるホームレス概数は70人（平成28年1月現在調査）で、そのうち約9割の61人が隅田川に起居している。

そのため、河川環境などの本来機能を回復するとともに、隅田川の水辺の魅力を向上させ、観光振興につなげる観点から、順次、重点的対応地区を定め、ホームレス地域生活移行支援事業（平成19年度末で事業利用終了）との連携により適正化を図ってきた。

平成28年度は、引き続き自立支援システム等の福祉施策を活用し、適正化を図っていく。

適正化に際しては、定期巡回、特別清掃、24時間警備を通じ、所轄警察署や特別区と連携により指導警告を強化し、ブルーテントの一層の削減を図る。

適正化後は、水辺のにぎわい創出事業との連携により新規流入の防止を図っていく。

9 不法係留船舶対策

不法係留船舶は、流水阻害のほか、ゴミの不法投棄、周辺での違法駐車、景観阻害など、水辺の生活環境に問題を引き起こしており、また船舶による経済活動や災害時の救援活動の支障にもなっている。

のことから、都では不法係留船舶対策をより実効あるものにするため、河川法による従来の河川管理に加え、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」及び「東京都船舶の係留保管適正化計画」を定めて、不法係留船舶の解消（不法係留船舶の適正化）を進めている。

具体的には、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」により、船舶所有者等に係留保管場所の確保を求めるとともに、係留保管施設の整備を図ることを定め、また施設の整備状況を勘案

して適正化区域等を指定し、移動措置や罰則等による適正化と再発防止を図ることを定めた。これに基づき、係留保管施設の整備及び不法係留船舶防止の方針を示したものが「東京都船舶の係留保管適正化計画」である。

平成15年1月の条例施行以降は、新中川、新河岸川、旧江戸川、新芝川、綾瀬川、中川、海老取川、築地川、亀島川、豊川、呑川を適正化区域等に指定し、適正化に取り組んできた。

平成25年6月には、築地川において、度重なる警告にもかかわらず自主移動されずに残されていた6隻の船舶について、強制移動を実施し、延べ約90隻あった築地川の不法係留船舶の適正化を完了した。

こうした取組の結果、条例施行時と比べて不法係留船舶数は全体で約6割減少するなど一定の成果を上げている。

第4 中小河川の整備

河川部計画課・改修課・防災課

1 中小河川整備事業

(1) 概 要

隅田川以西の区部山の手及び多摩地区には、神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などが流れしており、これらは中小河川と呼ばれている。

都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、1時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として中小河川の整備を進めてきた。

整備手法については、市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、河道拡幅(護岸整備)や河床掘削などを進めている。

また、早期の河道整備が困難な区間では、洪水の一部を貯留する調節池や洪水の一部を分けて流す分水路の整備を進めるなど、地域の状況に応じた効果的な対策を実施し、水害の早期軽減に努めている。これまでに、神田川・環状七号線地下調節池、野川・大沢調節池など、24箇所の調節池と三沢川分水路など8箇所の分水路が完成している。

一方、近年、平成17年9月、平成20年8月末、平成22年7月の集中豪雨など、これまでの目標整備水準を大きく超える豪雨が増加し、それに伴う浸水被害が発生している。

このため、地域の降雨特性を踏まえ、区部の台地を流れる河川は時間最大75ミリ、多摩部を流れ

る河川は時間最大65ミリ(いずれも年超過確率1/20で等しい)に目標整備水準を引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っていくこととした。

今後は、これまで進めてきた時間50ミリ降雨に対応する河道整備を着実に進めていくとともに、時間50ミリを超える降雨により生じる洪水については調節池により対応することを基本とし、流域を超えて調節池の容量を相互に活用できる広域調節池など、新たな調節池の整備について優先度を考慮して順次進めていく。また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」に基づき、平成37年度までに調節池等13施設を完成させて都内全域の調節池貯留量を約1.7倍(平成25年度末比)に拡大するなどして、浸水被害を軽減する。

平成27年度は、善福寺川、石神井川、平井川等で護岸整備延長約1.4kmを実施し、平成27年度末の事業進捗状況は護岸整備率66%、治水安全度達成率79%となっている。(第3・2表、第3・3表、P.80)

平成28年度は、事業費約323億円をもって石神井川、神田川、平井川、川口川などの河川において、延長1.5kmの護岸整備を実施するとともに、白子川地下調節池等の整備に加え、新たな整備水準に対応するため、環状七号線地下広域調節池などの工事に着手する。(第3・4表、P.80)(第3・5表、第3・6表、P.81)

事業実施にあたっては、より一層の事業の重点化やコスト縮減に積極的に取り組むと共に下水道など他事業との連携を強化し、事業効果の早期発現を図る。

第3・2表 中小河川整備進捗状況

全体計画	平成27年度迄実績		平成28年度当初予算			平成29年度以降
	規模 [km]	整備率 [%]	規模 [km]	金額 [億円]	整備率 [%]	
都全体 46 河川 324 km	214.7	(79) 66	1.5 [216.2]	323	(80) 67	107.8
区部 14 河川 107 km	78.9	74	0.6 [79.4]	249	74	27.6
多摩部 36 河川 217 km	135.9	63	0.9 [136.8]	74	63	80.2

- 注) 1 河川数は区部、多摩部で4河川が重複している。
 2 金額には中小河川整備費のほか河川防災費、用地会計分を含む。
 3 []内の数値は、当該年度までの累計である。
 4 整備率は護岸の整備率を、()書は治水安全度達成率を示す。
 5 治水安全度達成率とは、護岸整備延長に調節池等の効果を加えた整備率である。
 6 規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。

第3・3表 主な中小河川の整備状況

河川名 整備延長 km	平成27年度迄実績		平成28年度当初予算			平成29 年度以降	平成28年度の 主な整備内容
	Km 規模	% 整備率	Km 規模	百万円 金額	% 整備率		
神田川 20.6	17.7	86	0.15 [17.8]	11,113	86	2.8	護岸整備 調節池
善福寺川 10.5	5.6	53	0.04 [5.7]	1,235	54	4.8	護岸整備 調節池
妙正寺川 9.9	4.0	40	0.04 [4.1]	998	41	5.8	護岸整備
石神井川 24.5	17.9	73	0.20 [18.1]	3,810	74	6.4	護岸整備 調節池
白子川 8.6	4.2	49	0.03 [4.3]	3,078	50	4.3	護岸整備 調節池
野川 18.8	16.1	86	0.00 [16.1]	595	86	2.7	河床整備 調節池
空堀川 14.0	12.2	87	0.11 [12.3]	824	88	1.7	護岸整備
鶴見川 9.6	7.1	74	0.09 [7.2]	605	75	2.4	護岸整備

- 注) 1 []の数値は、当該年度までの累計である。
 2 規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。

第3・4表 調節池・分水路の整備状況

区分	完 成	事 業 中	平成28年度 着手予定
調節池	10河川 24か所	5河川 5か所	5河川 6か所
分水路	5河川 8か所	0河川 0か所	0河川 0か所

第3・5表 実施中調節池の概要

河川名	調節池名	貯留量 (m³)	全体会事業費	着手年度	取水開始時期 (予定)	平成28年度 の実施内容
黒目川	黒目橋調節池	221,000	234億円	H4	一期供用済 (H13年度 16万m³) H28年度末(予定)	取水・排水設備工事 建築・設備工事
古川	古川地下調節池	135,000	266億円	H20	H27年度取水開始	換気設備工事、 建築・設備工事
白子川	白子川地下調節池	212,000	326億円	H21 (再開)	H28年度末(予定)	取水・排水設備工事 建築・設備工事
善福寺川	善福寺川調節池	35,000	53億円	H24	H28年8月末(予定)	取水・排水設備工事 建築・設備工事
残堀川	残堀川調節池	60,000	14億円	H25	H29年度末(予定)	調節池本体工事

第3・6表 平成28年度工事着手予定の調節池の概要

河川名	調節池名	貯留量 (m³)	平成28年度 の実施予定内容
	環状七号線地下広域調節池 (石神井川区間)	681,000	準備工事
神田川	下高井戸調節池	30,000	準備工事
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	準備工事
石神井川	城北中央公園調節池	250,000	準備工事
境川	境川金森調節池	151,000	準備工事
野川	野川大沢調節池 (規模拡大)	158,000 (拡大68,000)	準備工事

(2) 古川地下調節池の整備

平成11年8月29日に発生した集中豪雨では、港区高浜で時間最大115ミリもの豪雨が観測され、港区の三田、麻布、白金地域を中心に約16ha、600棟以上の溢水被害が発生した。さらに平成16年10月の台風22号では麻布十番駅が冠水し、地下鉄が不通となるなど、近年、渋谷川・古川流域において都市型水害が多発している。

本事業は、これらの水害に対する安全性を早期に向上させるため、古川の地下に1時間50ミリ規模の降雨に対応するための調節池を整備するものであり、平成20年度に工事に着手し、平成24年度にはトンネル掘進工事が完了、平成27年度末には取水を開始した。引き続き平成29年度の事業完了を目指していく。（第3・7表）

また、ビルや民家、首都高速道路などが河川に

近接していることから遅れていた老朽化護岸の改修も、本調節池の整備と合わせて推進していく。

第3・7表 古川地下調節池

施工箇所	港区三田一丁目から渋谷区恵比寿一丁目
施設概要	貯留量 約135,000m³
	トンネル延長 約3.3km
	トンネル内径 7.5m（土被り約30m～40m）
	地上施設 取水施設、排水施設、管理棟
事業費	約266億円

(3) 白子川地下調節池の整備

白子川では、現在、1時間50ミリ規模の河川整備を進めている。整備にあたっては、下流から順次、護岸整備を進めるとともに、比丘尼橋上流調節池及び下流調節池を完成させるなど、水害の早期軽減に努めてきている。

白子川地下調節池は、中流部に設ける1時間50ミリ規模の降雨に対応するための施設であり、目白通りの地下空間を利用した大規模なトンネル式の地下調節池である。平成11年度から事業を中断していたが、平成21年度から事業を再開し、平成25年度にはトンネル掘進工事が完了した。引き続き平成28年度末の取水開始を目指していく。（第3・8表）

第3・8表 白子川地下調節池

施工箇所	練馬区大泉町二丁目から練馬区高松三丁目
施設概要	貯留量 約212,000m ³
	トンネル延長 約3.2km
	トンネル内径 10.0m（土被り約30m～40m）
	地上施設 取水施設、排水施設、管理棟
事業費	約326億円

(4) 黒目橋調節池の整備

黒目橋調節池は、黒目川と落合川の合流部に設ける1時間50ミリ規模の降雨に対応するための施設である。平成4年10月から調節池工事に着手し、第一期分（159,400m³貯留）を平成13年度から供用開始している。

また、第二期工事（61,600m³貯留）について、平成20年度から整備に着手し、現在、換気設備工事を進めており、平成28年度末の取水開始を目指している。（第3・9表）

第3・9表 黒目橋調節池

施工箇所	東久留米市大門二丁目地内から同市浅間町二丁目地内
施設概要	貯留量 約221,000m ³
	敷地面積 約1.4ha
	上部施設 スポーツ施設、公園（東久留米市）
	事業費 約234億円

(5) 善福寺川調節池の整備

善福寺川調節池は、都立善福寺川緑地を活用した地下式の調節池で、1時間50ミリ規模の降雨に対応するための施設である。平成24年度から整備に着手し、平成28年度の取水開始を目指している。

（第3・10表）

この施設が整備されると、下流の未整備区間の治水安全度が向上するとともに、上流においても護岸整備の着手が可能となり、1時間50ミリ規模の河川整備のスピードアップが図られる。

第3・10表 善福寺川調節池

施工箇所	杉並区成田西四丁目地内から同区成田西三丁目地内
施設概要	貯留量 約35,000m ³
	敷地面積 約0.36ha
	上部施設 都立善福寺川緑地なかよし広場
事業費	約53億円

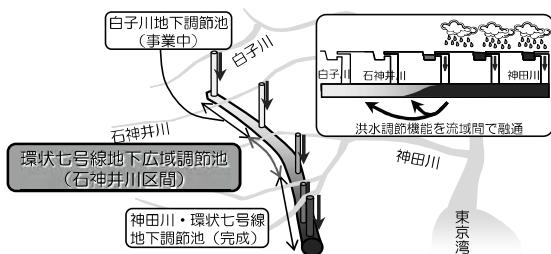
(6) 環状七号線地下広域調節池の整備

環状七号線地下広域調節池は、1時間75ミリ規模の降雨に対応するための施設であり、都道環七通り等の地下空間を利用し、既設の神田川・環状七号線地下調節池と現在工事中の白子川地下調節池を新たなトンネルで連結する大規模なトンネル式の地下調節池である。神田川、石神井川及び白子川の流域間で、貯留容量の相互融通が可能となり1時間75ミリを超える集中豪雨にも効果を發揮する。平成28年度から整備に着手し、平成37年度の整備完了を目指している。（第3・11表）（第3・2図、P83）

第3・11表 環状七号線地下広域調節池

（石神井川区間）

施工箇所	中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内
施設概要	貯留量 約681,000m ³
	トンネル延長 約5.5km
	トンネル内径 12.5m（土被り約32m～40m）
	地上施設 取水施設、排水施設、管理棟
事業費	約920億円



第3・2図 環状七号線地下広域調節池のイメージ

(7) 城北中央公園調節池の整備

城北中央公園調節池は、都立城北中央公園を活用した地下式の調節池で、1時間75ミリ規模の降雨に対応するための施設である。平成28年度から整備に着手し、平成36年度の整備完了を目指している。（第3・12表）

第3・12表 城北中央公園調節池

施工箇所	板橋区小茂根五丁目地内から練馬区羽沢三丁目地内
施設概要	貯留量 約250,000m³
	敷地面積 約2.0ha
	上部施設 都立城北中央公園
事業費	約140億円（一期）

(8) 境川金森調節池の整備

境川金森調節池は、町田市の西田スポーツ広場を活用した地下式の調節池で、1時間65ミリ規模の降雨に対応するための施設である。平成28年度から整備に着手し、平成36年度の整備完了を目指している。（第3・13表）

第3・13表 境川金森調節池

施工箇所	町田市金森地内
施設概要	貯留量 約151,000m³
	敷地面積 約1.7ha
	上部施設 町田市西田スポーツ広場
事業費	約150億円

2 中小河川の新たな整備水準達成に向けた取組

(1) 中小河川における都の整備方針(概要)

近年、都内では、これまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨が増加し、それに伴う水害が頻発していることから、平成24年11月、学識委員会からの提言を踏まえ「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」を策定した。

具体的には、地域の降雨特性を踏まえ、目標整備水準をこれまでの時間50ミリから、区部では時間最大75ミリ、多摩では時間最大65ミリ（いずれも年超過確率1／20で等しい）に引き上げるとともに、時間50ミリを超える部分は調節池によることを基本とし、広域調節池の整備や、河川と下水道との連携などを提示した。

これらの対策の実現により、既往最大の浸水被害をもたらした狩野川台風規模の豪雨や時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても河川からの溢水を防止することが可能となる。

対策の進め方については、近年の時間100ミリを超える局地的集中豪雨による溢水被害の発生状況などを踏まえ、神田川など8流域の対策を優先することとした。今後は、東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）を踏まえ、谷沢川・丸子川を加えた9流域において、優先的に対策を進めていく。

(2) 今後の取組

平成28年度は、神田川など5流域において、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をつなぐ環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池、境川金森調節池などの工事に着手する。（第3・2図）

加えて、境川中流第二調節池（仮称）、谷沢川分水路（仮称）について、詳細設計などを行う。

また、9流域における対策の進捗等を踏まえ、順次、対象流域を拡大していく。

3 都市型水害対策

(1) 概要

近年、東京では短時間かつ局地的に、時間50ミリを超える集中豪雨がたびたび発生し、浸水被害も多発している。一方、都内では、地下空間や土地の高度利用などがますます進行し、浸水に対する危険度はさらに増大している。

都は、こうした被害の軽減を目的に、「東京都都市型水害対策検討会」報告（平成13年11月）や東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）に基づき、河川整備をはじめとするハード対策と、浸水予想区域図の作成・公表などのソフト対策を実施している。（第3・3図、P85）

(2) 河川、調節池の整備

現在行っている河道や調節池などの治水施設の整備にあたっては、浸水実績などを基に、より重点的に整備していく。

(3) 流域対策の推進

公園、学校、集合住宅への雨水貯留浸透施設の設置や、住宅等への各戸貯留施設の設置、道路における透水性舗装や浸透マスの設置など、流域対策を積極的に推進していく。

(4) 水防情報の提供

雨量・河川水位の情報や河川監視カメラの映像、大雨・洪水等の警報・注意報、洪水予報等の氾濫危険情報などを東京都水防災総合情報システムのホームページより提供している。またツイッターでも情報を提供している。

(5) 浸水予想区域図・洪水ハザードマップ

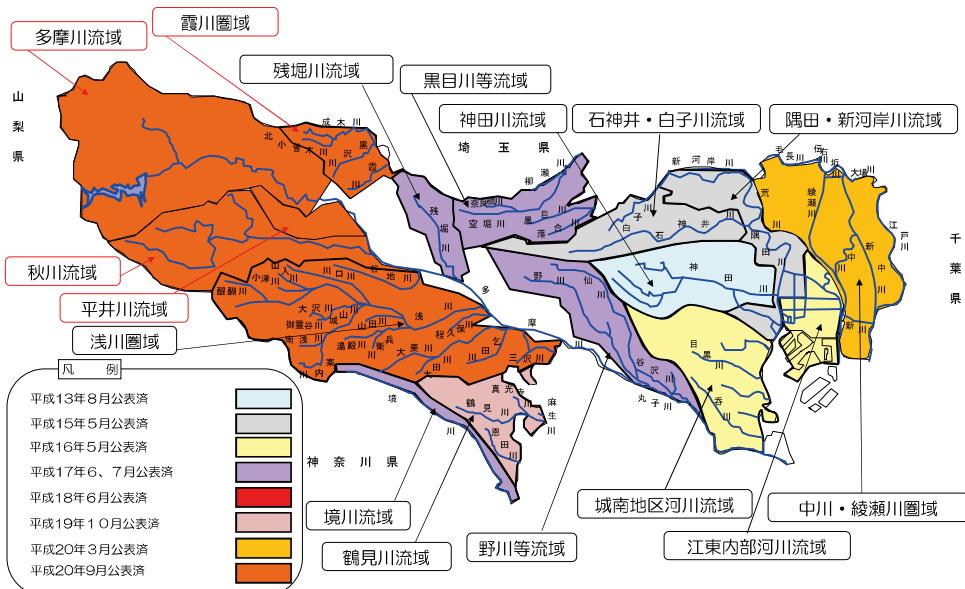
「浸水予想区域図」は、河川管理者、下水道管理者及び流域の区市町村が連携して作成するものであり、河川や下水道が現在保有している施設能力を大幅に超える豪雨により氾濫した場合に浸水が予想される区域と浸水の深さを示したものである。「浸水予想区域図」は、神田川流域をはじめ、都管理河川全流域で作成済みである。（第3・4図、P85）

今後は、平成27年5月に改正された水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定（予想）区域図の公表に向けて検討を行う。

「洪水ハザードマップ」は、区市町村が「浸水予想区域図」を基にして、避難路や避難場所等を記載したものである。平成28年7月現在、「洪水ハザードマップ」は、21区17市で作成・公表済みであり、今後その他の市区町村においても、順次作成・公表していく予定である。



第3・3図 都市型水害対策の体系と主な対策



第3・4図 浸水予想区域図 公表状況

(6) 特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法は、市街化の進展により、河川の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない河川を「特定都市河川」に指定し、総合的に浸水被害対策を進めていくものである。同法では、河川管理者、下水道管理者、関係地方公共団体が共同して、流域水害対策計画を策定することや、雨水貯留浸透施設の設置義務付けや保全調整池の指定などを行うことを規定している。

平成17年4月1日、鶴見川が全国初の「特定都市河川」に指定され、平成19年3月には国や神奈川県などと共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定した。今後は、この計画に基づき、関係機関と連携して総合的な治水対策を推進していく。

また、平成26年6月1日、新たに境川が「特定都市河川」に指定された。今後は神奈川県などと共に同で「流域水害対策計画」を策定していく。

(7) 豪雨対策基本方針(改定)について

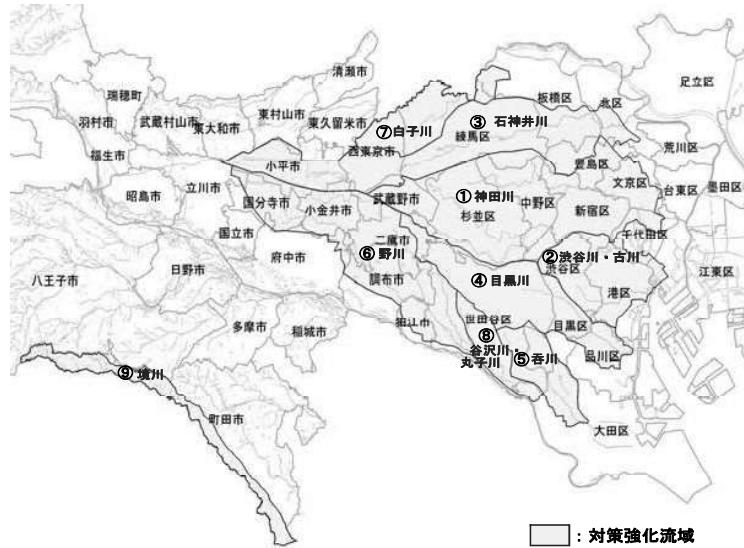
近年頻発する豪雨に対処するため、治水関係3局（都市整備局、建設局、下水道局）が連携し、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。

これに基づき河川・下水道整備、流域対策を推進し、浸水被害の減少など、一定の成果を上げてきたが、豪雨による浸水被害が依然として発生している。このため、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況を踏まえ、豪雨対策基本方針を見直し、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針(改定)」を策定した。

改定の内容は、降雨特性を考慮した目標降雨の設定や、甚大な被害が発生している河川流域を「対

策強化流域」とし、年超過確率1/20（区部：時間75ミリ、多摩部：時間65ミリ）までの降雨は浸水被害を防止することとしている。また、これまでの対策促進流域の7流域に加え、平成19年以降の浸水被害を踏まえ、境川と谷沢川・丸子川を追加した9流域を対策強化流域としている。（第3・5図）

今後は、9流域において流域別の豪雨対策計画を改定・策定し、河川ごとに具体的な対策を定めて事業を推進していく予定である。



第3・5図 対策強化流域の位置

第5 低地河川の整備

河川部計画課・改修課・指導調整課

1 概 要

武蔵野台地以東の東部低地帯の河川は、かつては多くの高潮や洪水の災害を被ってきたことから治水施設の整備を進めてきた。（第3・10表、P. 88）

2 高潮防御施設の整備

東部低地帯は、軟弱な地盤で構成されているうえ、明治期以降、工業地帯としての発展に伴って地下水の利用が盛んに行われた。その結果、地盤沈下が進行し、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて弱い地域となった。

このため昭和32年、既往最大（大正6年台風）の高潮に対処できるように江東三角地帯を囲む外郭堤防修築事業に着手した。しかし、昭和34年9月に名古屋地方に最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮（A.P. +5.1m）に対処できるように計画を改正し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備している。

平成27年度は石神井川の防潮堤改築等の整備を実施した。

平成28年度は、事業費約34億円をもって、新河岸川の防潮堤約0.1km等の整備を実施する予定である。

3 江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東三角地帯は、地盤が低く、内部を河川が縦横に走っているため、これまで多くの水害に見舞われてきた。さらに、護岸は地盤沈下に伴って度重なる嵩上げを行ってきており、大地震に対して脆弱な状態となっていた。そこで、この地域を大地震に伴う地域内の護岸損壊による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業で整備することとした。（第3・6図、P. 88）

この事業は、江東三角地帯をおおむね東西に二分し、地盤が著しく低い東側地域の河川は、平常水位を低下させ一定に保つ水位低下方式により整備し、地盤が比較的高く舟航などの河川利用が多い西側地域の河川は、耐震護岸方式により整備するものである。

東側地域河川については、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P. ±0m）を、さらに平成5年3月に第二次水位低下（A.P. -1.0m）を実施し、その後河道整備を行っている。平成22年度には約40年をかけて旧中川の整備が完了した。

西側地域河川については、耐震護岸の整備を進めしており、平成27年度は、堅川等の耐震護岸約0.3

kmの整備を行った。

平成28年度は、事業費約22億円をもって、北十間川等の河道整備約0.2km等、堅川、北十間川の耐震護岸約0.3km等の整備を実施する予定である。

4 スーパー堤防等の整備

東部低地帯の主要5河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）については、大地震に対する安全性をより高め、地域環境の向上を図るために、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

スーパー堤防等の整備にあたっては、背後地の再開発事業や民間開発等との一体的な事業により、用地の確保と合わせ、開発と整合のとれた水辺空間の整備を図っている。

昭和62年度からは、親しみやすい水辺環境を早期に都民に提供するため、堤防の前面部を先行してテラスを整備し、開放している。

平成27年度は、スーパー堤防の整備10地区及びテラス整備約0.6kmを実施した。

平成28年度は、事業費約29億円をもって、スーパー堤防の整備9地区及びテラス整備約0.4kmを行う予定である。

5 河川施設の耐震・耐水対策

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に行った堤防・水門及び排水機場の耐震点検に基づき、河川施設の耐震強化を順次実施していくこととし、外郭3河川の防潮堤・水門等を優先しながら、耐震対策を実施してきた。

平成24年12月には、東日本大震災の発生を踏まえ、「最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止する」ことを目標とする「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定した。本計画及び平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」に基づいて、10ヵ年で約86kmの堤防の耐震対策と全22施設の水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進め、特に緊急性の高い水門外側の堤防（防潮堤）約40km、水門・排水機場等全22施設の耐震・耐水対策については、平成31年度までに完了させることとした。

平成27年度は、綾瀬川、中川、隅田川等で防潮堤及び護岸の耐震対策として10.2km着手し、8.6km整備した。また、今井水門や小名木川排水機場等3施設の耐震・耐水対策に着手し、内川水門を整備した。引き続き、平成28年度は、事業費約310億円をもって、隅田川、綾瀬川、中川等で防潮堤及び護岸の耐震対策として12.2kmに着手し、10.6kmの整備を予定している。また、新川東水門や内川排水機場等4施設の耐震・耐水対策に着手する予定である。（第3・7図、P. 89）

河川

第3・10表 低地河川の整備

事業別	全体計画規模	平成27年度迄実績		平成28年度予算			平成29年度以降
		規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
高潮防御	防潮堤・護岸 168km	km 159.2	% 95	km 0.2 [159.4]	億円 34	% 95	km 8.6
江東内部	(西側河川) 耐震護岸 23.1km	18.0	78	0.3 [18.3]	10	79	4.8
	(東側河川) 河道整備 27.2km	20.0	74	0.2 [20.2]	12	74	7.0
スバード堤防等	スバード堤防	16.6	61	0.1 [16.7]	14	62	10.4
	テラス整備 47.5km	45.9	97	0.4 [46.3]	15	97	1.2
耐震・耐水対策	堤防耐震強化 85.8km (H24～H33事業)	15.4(28.1)	18 <33>	10.6(12.2) [26.0]	226	30 <47>	59.8
	水門等耐震・耐水対策 22施設 (H24～H31事業)	2(13)	9 <59>	4(17) [6]	84	27 <77>	16 施設

注) 1 整備率は〔 〕内の当該年度までの累計規模による。

2 高潮防御施設整備の事業費には、係留保管施設の事業費を含む。

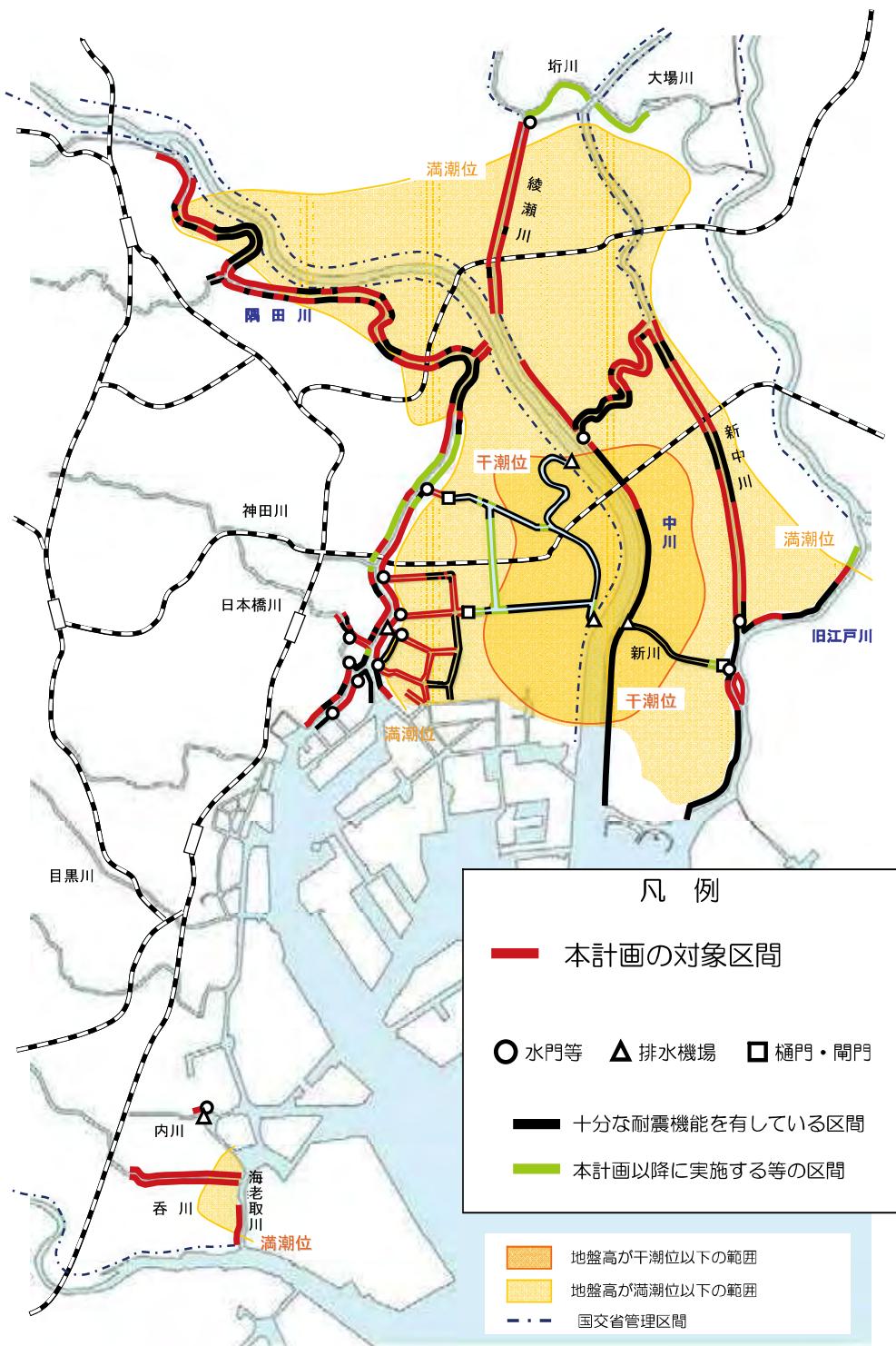
3 耐震・耐水対策の規模は、当該年度に完了する規模または全体計画規模に対して事業が完了する規模の割合を示す。また、()内の数字は当該年度に着手した規模または全体計画規模に対する事業着手した規模の割合である。

■江東区内部河川整備計画概要図



第3・6図 江東内部河川整備箇所図

河 川



第3・7図 東部低地帯の河川施設整備計画図



「浅草エリア」

《 浅草と東京スカイツリーが
一体となったにぎわいづくり 》

[リーディングプロジェクト]

北十間川プロムナード

河川・道路・公園等の一体的な整備により、
二大観光拠点の周遊性を向上



「両国エリア」

《 歴史・文化が息づく東京の顔づくり 》

[リーディングプロジェクト]

両国リバーセンター

既存の船着場の機能を高度化し、隅田川と
周辺観光施設・交通機関等との動線を強化



「水辺の動線」の強化

《 水辺と街の連続性や回遊性を
向上させる隅田川テラスの整備 》

橋梁からのアクセス向上、テラスの連続化、
夜間照明整備など



「築地エリア」

《 海・川・街を接続する隅田川の
玄関口の整備 》

[リーディングプロジェクト]

築地リバーフロントターミナル

海・川・街をつなぐ舟運ターミナル機能の
創出



第3・8図 快適で人々が楽しめる水辺空間の創出イメージ

6 水辺空間のにぎわい創出に向けた取組

かつて東京の河川は、盛んな舟運や人々の船遊びなど、生活に密着したにぎわいと活気のある場であった。戦後、隅田川等では都市化の進展による水質の悪化や高潮からまちを守る防潮堤の整備により人々が川から遠ざかる時期があったが、近年は水質改善やスーパー堤防、テラスの整備により再び人々が川に親しめる環境が整ってきた。

隅田川においては、テラスの連続化や修景、バリアフリー化を行い、人々が川に近づきやすくなる整備を進めるとともに、テラスギャラリーの設置等を行ってきた。

小名木川では、江戸時代に開削され「塩の道」として舟運に利用された歴史を踏まえ、石積み風の護岸や柳の植栽など江戸情緒を感じられる整備を進めている。

また、平成23年には、河川敷地占用許可準則が改正され、民間事業者の占用が可能となったことから、これまでの取組みに加え、河川利用を一層促進できるよう規制緩和を進めている。平成25年10月には、都内初となる民間事業者による河川敷地を活用したオープンカフェが隅田公園内に開店した。さらに、民間事業者の誘導を促進するため、河川敷地に川床を設置する「かわてらす」の社会実験を実施しており、平成26年3月には日本橋川で都内初のかわてらすが、平成28年7月には新たに隅田川において2店舗が誕生した。

今後は、有識者、国、関係区を交えた「新たな水辺整備のあり方検討会」の提言（平成26年2月）及び平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」を踏まえ、橋梁から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備など東京湾・ベイエリアと都心を結ぶ水辺の動線の強化や、「にぎわい誘導エリア」におけるリーディングプロジェクトの展開等を進め、人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間を創出していく。（第3・8図、P.90）

7 隅田川ルネサンス

かつて江戸の華であった隅田川のにぎわいを現代に生まれ変わらせ、新たな水と緑の都市文化を未来につなぐ取組を進めるため、平成23年7月に、都と沿川区及び地域団体、学識経験者により構成される隅田川ルネサンス推進協議会を発足した。

協議会では、平成23年度から3か年で「人々の関

心を川に向ける」というコンセプトを掲げ、ホームページやロゴマーク等による情報発信体制の整備や、水辺の魅力を高める社会実験等に取り組んできた。

今後は、住民、民間事業者、NPO等多様な主体が活動しやすい環境を醸成し、まちづくりと一体となった地域・民間主導の取組を促進していく。

8 防災船着場の整備と活用

災害時に寸断された陸上交通網を補完し、国や港湾区域の船着場と合わせて緊急輸送網の一層の充実をはかるため、平成11年に「防災船着場整備計画」を策定し、道路、鉄道との結節点や避難場所の隣接地等に、都・国・区で役割分担し平成27年度末までに71箇所の防災船着場を整備してきた。

平成20年度の計画改定後、東日本大震災の発生やそれに伴う地域防災計画の見直し等を踏まえ、平成28年1月には、防災船着場整備計画の改定を行った。

また、防災船着場の平素からの習熟訓練を兼ねるとともに、水辺のにぎわいを創出するため、越中島防災船着場、明石町防災船着場、桜橋防災船着場及び両国防災船着場を、平常時に一般船舶が使用できるよう開放している。（利用料金は1回あたり1,000円～5,000円で、営業船舶やプレジャーボートが利用している。）（第3・11表、P.92）

9 舟運の活性化

成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段のひとつとして、東京の総合的な交通政策のあり方検討会（平成26年5月）や東京都と国土交通省の連絡協議会（平成27年8月）などにおいて、舟運活性化に関する検討を行うこととなった。これを受け、水辺空間活用（舟運）ワーキング等において、府内横断的に舟運活性化に関する検討を行い、国土交通省とも連携をしながら取り組んでいる。

平成28年5月には、都市整備局、港湾局と連携し、舟運を「水の都・東京」にふさわしい観光・交通手段として定着させることを目指し、民間事業者による定期航路化を促進するため、「舟運活性化パートナー」を選定した。今後、運航社会実験を行い、あわせて船着場の賑わい創出などの各種取り組みを、舟運活性化パートナーと協力して進めていく。

第3・11表 防災船着場の整備 (単位：箇所、百万円)

整備主体		全体計画規模	平成27年度迄実績		平成28年度当初予算			平成29年度以降
			規模	整備率	規模	金額	整備率	
都管理河川	都	箇所 26	箇所 23	% 88	箇所 — [23]	5	% 88	箇所 3
	区	46	32	70	— [32]	—	70	14
直轄河川		22	16	73	— [16]	—	73	6
計		94	71	76	— [71]	5	76	23

注1：〔 〕内の数値は、当該年度までの累計である。整備率は累計で規模による。

注2：区の規模には、民間整備分2箇所を含む。

第6 土砂災害防止事業

河川部計画課・防災課

1 概 要

土砂災害防止事業としては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の3事業を実施している。

また、土砂災害に対する危険性の周知や警戒避難体制の整備等ソフト対策を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域等に指定している。（第3・12表、P. 94）

2 砂防事業

土石流や溶岩流などは、一瞬にして住民の生命・財産を奪い、土砂流出による国土の荒廃や洪水をもたらすため、明治30年に砂防法が施行されており、東京都では、これらの災害を防止するため、多摩地域と島しょ地域の渓流において砂防事業を行っている。

多摩地域では、市街化が山地や丘陵まで拡大しており、土石流やがけ崩れ等で住民が被災する危険性が高い。このため、人命の保護を最優先とする観点から避難所等保全施設の重要度や災害発生の危険度などの指標を用いて、優先度を考慮して事業を実施している。

島しょ地域では、渓流が急峻な山腹を流下しており、人家は渓流周辺の平地に集中している。特に、伊豆諸島は火山地帯であり、火山噴火に伴う火山灰による泥流や溶岩流が発生する危険性もある。

一方、これらの地域では自然が豊かなため、今後の砂防事業は、土砂災害から生命・財産を守るだけでなく、渓流周辺の自然環境との調和を目指していく必要がある。

現在、土砂災害のおそれのある箇所のうち、多摩地域及び島しょ地域において、それぞれ優先度を考慮し、砂防指定地に指定した上で、砂防堰堤や流路工などの砂防施設の整備を行っている。

平成27年度は、海沢川（奥多摩町）、北の山川（大島町）等40箇所で事業を実施した。

平成28年度は、西川（奥多摩町）、北の山川（大島町）等45箇所で約34.9億円の事業費をもって実施する予定である。

災害復旧事業としては、平成25年10月の台風26

号により伊豆大島の元町地区に大きな被害をもたらした大金沢において、応急対策、短期対策、中長期対策の3つに区分し、対策を段階的に実施することとしている。現在、短期対策として、特に被害の大きかった神達地区上部の導流堤や斜面対策について、平成28年度の完了を目指し、平成26年度から対策工事を実施している。

平成27年度は、大金沢等3箇所で河川災害復旧事業として事業を実施した。

平成28年度は、引き続き河川災害復旧事業として、大金沢等2箇所で約21.7億円の事業費をもって実施する予定である。

三宅島については、平成12年6月から始まった三宅島火山噴火対策として、平成12～14年度に災害関連緊急砂防事業、平成13～17年度に火山砂防激甚災害対策特別緊急事業、平成17～21年度に災害復旧事業として整備を行い、砂防堰堤57基、流路4.7kmが完成し、三宅島火山災害関連事業としての当面の整備目標を概ね達成した。

平成22年度からは、通常の砂防事業として、筑穴ヶ沢等で事業を実施している。

3 地すべり対策事業

地すべりとは、山地や丘陵の斜面において、地下水等に起因して地盤がすべる現象をいう。

地すべり対策は、古くは砂防法の中で行われてきたが、昭和33年に「地すべり等防止法」が施行され現在に至っている。

地すべりが発生する恐れのある箇所は、空中写真の判読や現地踏査等により特定することができる。現在、特に危険度が高い箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

平成27年度末までに檜原村上元郷ほか12箇所で地すべり防止工事が概成している。

平成28年度は、あきる野市の1箇所で、約1.0億円の事業費をもって実施する予定である。

4 急傾斜地崩壊対策事業

東京都では昭和30年代後半から台地や山間の急傾斜地（がけ地）周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害が生じる恐れのある地域が拡大している。

このような災害から国民の生命・財産を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）が施行され、東京都では昭和49年から、自

然斜面で土地所有者等が急傾斜地崩壊対策を実施することが困難又は不適当と認められる場合に急傾斜地崩壊対策事業を行っている。

現在、傾斜角度30度以上、がけ高5m以上の急傾斜地崩壊危険箇所のうち、特に危険度の高い箇所について、関係区市町村の意見を聞きながら、住民の同意を得て危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

平成28年8月現在、急傾斜地崩壊危険区域は、区部で7箇所、多摩地域で33箇所、島しょで14箇所、合計54箇所であり、このうち50箇所で崩壊防止工事が概成している。

平成27年度は、檜原村藤原、八王子市高尾、新島村山津山川等の11箇所で、法枠工等を実施した。

平成28年度は、檜原村藤原、八王子市高尾、大島町元町等の12箇所で、事業費約31.7億円をもって、法枠工等を実施する予定である。

5 ソフト・ハードの連携した土砂災害対策

土砂災害から都民の生命を守ることを最優先に、土砂災害に対する警戒避難体制を確立していくため、土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づき、危険箇所の地形や土地利用などを把握する基礎調査を都内全域で進め、土砂災害のおそれ

のある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定していく。

また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」に基づき、基礎調査については、平成29年度までに完了させ、調査結果の速やかな公表により危険性を住民に周知する。また、区市町村と連携し、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定を前倒して平成31年度までに完了する。

平成28年3月末までに、約11,400箇所の基礎調査を終え、平成25年10月に土砂災害のあった伊豆大島全域を含む9,613箇所の土砂災害警戒区域と、7,292箇所の土砂災害特別警戒区域を指定した。

また、避難の目安となる「土砂災害警戒情報」を気象庁と連携して発表するとともに、区市町村が作成する土砂災害ハザードマップの支援などに取り組む。

土砂災害警戒情報については、気象庁と共同して、平成20年2月1日から運用を行っている。また、これらのソフト対策と連動して、避難所や災害時要援護者関連施設の安全確保を図る土砂災害対策を、都の防災部署や区市町村と連携し、推進していく。

第3・12表 砂防・海岸保全施設の整備状況

(金額：百万円)

事業別	全体計画		平成27年度迄実績		平成28年度当初予算		平成29年度 以降規模残
	規模	金額	規模	整備率	規模	金額	
砂防事業	377基 85.2km	115,873	231基 77.9km	61% 91%	8(4)基 [235] 0.3km [78.2]	3,488	142基 7.4km
急傾斜地崩壊対策事業	95箇所	18,722	50箇所	53%	9(1)箇所 [51]	3,175	44箇所
地すべり対策事業	17箇所	5,832	12箇所	71%	1(0)箇所 [12]	100	5箇所
海岸保全施設整備事業	43.2km	51,110	18.8km	43%	0.0km [18.8]	574	24.4km
合計	191,537				7,337		

注) 1 ()書は当該年度の概成予定箇所数で内書き、〔 〕は当該年度までの累計を示す。

2 砂防事業の規模はダムの数量及び流路工の延長、海岸保全施設整備事業の規模は護岸及び人工リーフなどの合計延長である。

3 砂防事業及び地すべり対策事業には、小笠原河川整備事業分を含み、河川災害復旧事業分は含まない。

第7 海岸保全事業

河川部計画課・防災課

東京都の海岸は東京湾、伊豆諸島及び小笠原諸島にあり、その延長は約765km、全国総延長の約2%に相当する。

このうち、現在、建設局では、昭和31年に施行された海岸法に基づき、国直轄の沖ノ鳥島を除く26箇所延長約46kmを海岸保全区域に指定し、事業を実施してきている。

建設局所管の海岸保全区域は、伊豆諸島の25箇所と、東京湾内の葛西海岸1箇所である。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、外洋に位置し台風や冬季の季節風等による厳しい波浪条件下にあるため、海岸線の侵食・後退が進行している。これらの島々では、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいることから、海岸保全事業に対する要望が強い。

このような状況のもと、海岸侵食から国土を保全し、人家、公的施設の安全性を確保するため、海岸保全事業を実施してきている。

なお、平成26年の海岸法改正により、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとなった。これにともない、都は平成16年度に策定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」及び「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を見直す予定である。

また、津波対策としては、東日本大震災後の国の中央防災会議等における想定地震・津波の見直し等を踏まえた、発生頻度の高い津波の想定高に基づき、対策の検討に着手した。

平成27年度は、人工リーフ工112m、ブロック製作等を実施した。

平成28年度は、事業費約5.7億円をもって人工リーフ工48m、ブロック製作等を実施する予定である。

第8 河川環境の整備

1 概 要

河川部計画課

近年、河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生息環境の創出など、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修にあわせて、自然を活かした川づくりや河川の緑化、ウォーキング等しやすい河川沿いの通路の整備など、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、しゅんせつや河川浄化施設の設置、下水道高度処理水や地下鉄等からの湧水の導水など、水質の改善、水量の確保も行っている。

さらに、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの活用を目的とし、河川の水位差に着目した小水力発電導入に向けた検討を進めている。

2 河川等のしゅんせつ

河川部防災課

都内河川の水質については、近年下水道の普及により、生活排水等による汚濁は減少したが、依然として合流式下水道管からの雨水排水等は河川の水質悪化の原因となっている。また、都内の低地を流れる感潮河川では、流速が緩慢であることから、汚濁物質が長時間滞留し、沈殿堆積するため悪臭発生の原因となっている。さらに、汚泥の堆積は、治水上はもとより舟航にも大きな影響を及ぼす場合がある。

これらの対策として、河川のしゅんせつを行い水質汚濁の一因となっている堆積汚泥を除去し、河川水質の浄化を図るとともに舟航に必要な水深と河積の確保に努めている。

また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」に基づき、夏季にアオコや臭気が発生する外濠では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、底泥のしゅんせつを行い、国指定史跡にふさわしい良好な環境となるよう水質の改善に努める。平成28年度はしゅんせつの実施に向けた詳細設計などをを行う。

平成28年度の事業費は、約6億円である。その内訳は、隅田川等舟航のある河川を約5.8億円で、約7.6万m³のしゅんせつ、多摩地区の中小河川については事業費約0.2億円で、約2.3千m³のしゅんせつを実施する予定である。

3 うるおいのある水辺の創出

河川部計画課・改修課・防災課

(1) 河川緑化の推進

自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築する。具体的には、堤防法面や護岸、管理用通路などの緑化を推進することにより、うるおいのある水辺空間を創出する。

平成27年度は、大栗川、亀島川、境川など7河川で緑化を実施した。平成28年度は、大栗川、乞田川、中川など8河川で緑化を実施する予定である。

(2) 伝統工法による整備

秋川や平井川などの護岸工事において、魚類や水生生物の生息に配慮して、水の勢いを弱める聖牛工や川底の低下を防止する木工沈床など、木材や石を用いた伝統工法を採用している。また、木材には多摩地区の間伐材の活用を図っている。

4 河川の水質改善・水量確保

河川部計画課・防災課

(1) 河川浄化施設

河川の水質改善への取組として、石神井川・春川において水流発生装置、立会川において高濃度酸素水供給設備を設置している区を支援するなど、水質改善を進めている。

(2) 平常水量の確保

渋谷川・古川、目黒川、春川の城南三河川や神田川、善福寺川では下水道高度処理水を、野川や立会川等においては、地下構造物からの湧き水を導水し、水質改善や平常水量の確保を図っている。

(3) 他河川からの導水

隅田川の水質浄化を図るために、昭和39年から利根導水路を通して利根川の水を新河岸川、隅田川に導入している。

5 野川自然再生

河川部計画課・防災課

野川の第一・第二調節池では、地域と都とが『自然再生協議会』を組織し、かつての多様な自然環境の再生に取り組んできた。これまで第一次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼの整備を行った。平成24年度には第二次実施計画を策定し、河床、湿地、水路等の整備を進めてきた。平成28年度は整備後の環境の変化を把握するため、モニタリングを進めていく。

第9 河川維持

河川部防災課

1 概要

河川の維持とは、河川または河川管理施設を良好な状態に保持する行為であり、護岸、水門などを安全かつ適切に維持管理するため、平成28年度は事業費約49.5億円で、事業を実施する予定である。

2 護岸等

護岸の老朽化、河床の低下等により生じた損傷箇所についての補修工事を行っている。また、河川敷地内の除草、河道清掃、転落防止柵等安全施設の維持修繕を行っている。

3 水門及び排水機場等

東京の低地帯を高潮による水害から守るために、水門13箇所、排水機場5箇所、閘門1箇所及び樋門2箇所の運転操作、点検及び修繕等の維持管理を行っている。上記施設のうち、河川法第99条により、水門3箇所、排水機場2箇所、樋門1箇所の運転操作及び日常点検を地元区に委託している。

また、平成22年度末に完成した新たな水門管理システムによって、施設の監視・制御を水門管理センターで一元的に行っている。

4 砂防、海岸

砂防施設や海岸保全施設を良好な状態に保つため、流路や護岸などの損傷箇所についての補修工事を行っている。

5 調節池

洪水の一部を貯留し、水害を軽減するため、区部では8箇所のオープン式調節池と、7箇所の地下式調節池、多摩部では8箇所のオープン式調節池と、2箇所の地下式調節池を管理している。

6 分水路

洪水の一部を分流し水害を軽減するため設置された区部5箇所、多摩部3箇所の分水路を管理している。

7 防災船着場

隅田川等で、14箇所の防災船着場を管理している。

8 河川における水質異常事故対応

都が管理する河川において油流出及び魚浮上等の水質異常事故が発生した場合、その被害拡大を防止する対応を実施している。

9 河川水面清掃

河川環境の保全のため、清掃船舶が航行できる30河川・延長約107kmを対象に、浮遊するゴミなどの除去を行っている。

10 河川構造物の予防保全型管理

都民を水害から守る目的で河川整備を進めており、適正に維持管理すべき河川施設も年々増えている。このうち大規模構造物である分水路・地下調節池は、重要でかつ再構築が困難なため、長寿命化を図る必要がある。

そこで、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化の実現に向けて「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を平成28年3月に策定した。現在、この計画に基づき、河川構造物（地下調節池・分水路）の中長期的な維持補修を行っている。

今後は、他の河川管理施設についても、予防保全型管理の適用について検討を進めていく。

第10 河 川 防 災

河川部防災課

1 概 要

この事業は、災害の発生を未然に防ぐために、崩壊のおそれのある既設護岸の局部的な改良などを行うものである。

具体的には、老朽化した護岸や、河床の低下により根入れ不足で危険となった護岸の補強工事を実施する。また、低地帯の治水上重要な水門、排水機場等の機器の更新等を行っている。

なお、平成28年度は事業費約29億円をもって、事業を実施する予定である。

2 護岸等

老朽化した護岸等において、その破損及び河床の低下等が生じた箇所について、補強工事を実施している。

3 水門及び排水機場等

水門・排水機場における老朽化した機器の更新

等を実施している。

4 砂防・海岸

多摩地域、島しょの砂防施設及び海岸保全施設の補強工事を実施している。

第11 公共土木施設災害復旧 (国土交通省所管施設)

河川部防災課

災害復旧事業とは、台風や地震などの異常天然現象によって、公共土木施設が被害を受けた場合に地方公共団体がこれを復旧する事業をいう。

しかし、被災した公共土木施設の復旧には、多額な費用を要するため、一地方公共団体の財政能力を超えるものとなることから、国が特別の財政負担を行い、早期復旧を目指すこととしている。

被害を受けた地方公共団体は、国に対し、国庫負担申請を行い、被災した現地において査定を受け、復旧金額の決定をする。河川部では、都が所管する河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設の被災状況を総括して国へ申請しており、併せて区市町村の災害についても申請及び指導等を行っている。

平成28年度は、平成25年度に申請した大島町の道路施設災害復旧事業の成功認定を実施する。

第12 水防

河川部防災課

1 概要

水防活動は、洪水、津波や高潮から都民の生命、財産を守るために、都及び水防管理団体（区市町村）が行う活動であり、河川改修と並び水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

都及び水防管理団体の役割は水防法により定められており、水防管理団体は管内における河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を行う責任を有する。都は、①洪水予報、水防警報等の発表 ②雨量、河川水位の監視 ③河川水位、気象情報の伝達 ④水防管理団体への水防資器材の供与 ⑤水防管理団体への技術的支援等を行っている。

2 東京都水防計画

水防業務の調整及び円滑な実施を図るため、水防法第7条により毎年4月に開催する東京都水防協議会（会長は都知事）に諮問した上で、決定し公表している。

3 東京都水防本部

気象庁の大気・洪水警報の発表等に伴い、建設局長を本部長とする水防本部を河川部内に設置するほか、各建設事務所も警戒配備態勢をとっている。平成27年は、67回の水防態勢をとり、そのうち13回は水防本部を設置した。（第3・13表、P.99）

4 水防倉庫と水防資器材

主要な河川沿いなど59箇所に水防倉庫を設置し、水防管理団体が備蓄している水防資器材の不足等にも備えている。

都内には、これら水防倉庫（他局及び水防管理団体所管も含む424箇所）に、土のう約120万袋、スコップ約3万2千丁、ツルハシ約7千丁などの資器材を備蓄している。

5 水防災総合情報システム

水防時の情報連絡を迅速かつ正確に行うことが出来るよう、平成3年度から水防災総合情報システムを導入している。

このシステムにより、建設局が管理する雨量計（103箇所）・水位計（106箇所）及び区市管理の雨量計（37箇所）・水位計（55箇所）のデータを1分ごとに計測しているほか、水門・排水機場等の情報収集や、河川監視カメラによる映像監視を行っている。

6 情報提供

水防災総合情報システムに取り込んだ雨量計・水位計などのデータや、大雨・洪水、高潮、津波に関する警報・注意報、洪水予報等の氾濫危険情報などを24時間リアルタイムにホームページ上で広く都民に情報提供している。また、河川監視カメラの静止画（5分間隔）やツイッターを利用した水防情報についても発信している。

東京都水防災総合情報システム

パソコン・スマートフォン：<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/>

携帯電話：<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/>

東京都水防ツイッター

アカウント：[@tokyo_suibo](https://twitter.com/tokyo_suibo)（東京都水防）

URL：https://twitter.com/tokyo_suibo

7 洪水予報等

洪水時の自主避難の判断や、関係区市による円滑な水防活動及び避難情報発表の判断に活用してもらうため、防災情報を発表している。

洪水予報は、気象庁の予測雨量に基づいて河川水位の変動を予測し、河川が溢れる恐れのある場合に気象庁と共同で発表する防災情報である。神田川、芝川・新芝川（埼玉県と共同）、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川の8河川で運用を行っている。

また、水位周知河川では、実況の河川水位が避難判断水位に達したときに、その旨を発表しており、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川、石神井川、妙正寺川、善福寺川の7河川で運用を行っている。

8 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村長が避難勧告等を発表する際の判断や、住民の自主避難の参考となるため、都と気象庁が共同で発表する防災情報である。

都では平成20年2月から運用を始めており、平成27年は、9月の関東・東北豪雨の際など、計11回の発表を行った。

第3・13表 平成27年 都の水防活動と降雨量の一覧表

通算	水防本部設置日	種別	23区東	23区西	多摩北	多摩西	多摩南	伊豆北	伊豆南	小笠原	水防態勢	時間最大雨量	総雨量
第1回	5月12日	台風	●	●	●	○	●		○		警戒配備態勢	砧	43 mm 長久保 67 mm
第2回	6月23日	集中豪雨	●	●	●		○				警戒配備態勢	亀島川	47 mm 亀島川 51 mm
第3回	7月16日	台風	○	●	●	●	●				警戒配備態勢	青梅	46 mm 敷馬 321 mm
第4回	7月20日	集中豪雨			○	●	○				警戒配備態勢	小曾木	42 mm 小曾木 42 mm
第5回	7月24日	集中豪雨	●	●	○	○	○				警戒配備態勢	砧	67 mm 砧 67 mm
第6回	7月30日	集中豪雨	○	○	●		●				警戒配備態勢	東村山	41 mm 東村山 41 mm
第7回	8月1日	集中豪雨				●					警戒配備態勢	※東京、埼玉、山梨都県境付近	95 mm ※東京、埼玉、山梨都県境付近 129 mm
第8回	8月16日	集中豪雨		●	●		○				警戒配備態勢	池袋橋	54 mm 稲城 77 mm
第9回	8月17日	集中豪雨	●	●	●	●	●	●	○		警戒配備態勢	福生	56 mm 粟津 106 mm
第10回	9月4日	集中豪雨	●	●	●	●	○				警戒配備態勢	武藏野	30 mm 武藏野 30 mm
第11回	9月6日	集中豪雨	○	●	○		○	○	○		警戒配備態勢	高浜	41 mm 池上 82 mm
第12回	9月8日	台風（関東・東北豪雨）	●	●	●	●	●	●	●		警戒配備態勢	天上山	65 mm 毛長橋 330 mm
第13回	12月11日	集中豪雨	○	○	○		○	○	○		警戒配備態勢	町田	36 mm 鶴間 124 mm

※ 15:00～20:00まで、小河内雨量観測所は雷の影響により欠測のため、気象庁雨量データ参照。

注：●は大雨・洪水警報、○は大雨・洪水注意報

第13 その他の

河川部計画課・管理課

1 河川整備計画

豊かでうるおいのある質の高い都民生活や、良好な環境を求める住民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成9年の河川法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、地域の意見等も反映した計画制度（河川整備基本方針・河川整備計画の策定）が取り入れられた。

計画への住民意見を反映させるため、関係機関での閲覧・意見箱設置、ホームページでの意見募集のほか、流域連絡会に情報提供し、意見を聴取している。

平成11年度より順次河川整備計画等の策定を進め、平成28年8月現在で29圏域中23圏域（88河川）について策定が完了している。

2 流域連絡会の開催

都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して、地域に活きた親しめる川づくりを進めるため、流域の住民や市民団体、区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行う場として流域連絡会を開催している。

意見交換の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 河川に係る計画・工事・管理等
- ② 河川環境と歴史・文化
- ③ 流域自治体の行政計画（河川に係るもの）
- ④ まちづくりと河川の係わり

現在、江東内部河川、平井川など13の流域連絡会を設置している。

3 水上バス「東京水辺ライン」の運航

都民に水辺を広く親しんでもらうために平成3年7月から、隅田川、荒川、臨海部を中心に水上バス「東京水辺ライン」を運航している。

現在、(公財)東京都公園協会が運航主体となって、防災訓練や水辺環境学習などの公益目的事業に活用している。さらに、両国を拠点に浅草（二天門）、浜離宮、お台場海浜公園、葛西臨海公園など18箇所の発着場を巡り、東京の観光スポットを結ぶ変化に富んだ10コースを運航するなど、水辺環境を気軽に楽しめる交通手段として多くの方に利用されている。

4 都民との協働・連携による維持管理

個々の河川の特徴に応じたきめ細かい維持管理を行うため、都民との協働・連携を進めている。

例として、柳瀬川の金山調節池で行政と市民ボランティアが協働して維持管理を実施している「金山調節池ワークショップ」、隅田川で沿川の町会や学校と連携してテラスの花壇整備や清掃活動を実施している「花守さん事業」等がある。

5 普及活動（河川愛護月間関連行事）

河川愛護月間は、身近な自然環境である河川への市民の関心の高まりに応えるため、良好な河川環境の保全・再生などの推進や、都民の河川愛護意識の醸成を目的とし、昭和49年に、国土交通省（旧建設省）が広報活動の一環として制定したものである。

都では、東京の川への親しみや愛着を持っていただくため、河川愛護月間の7月に、河川愛護に関わる各種行事を実施している。

(1) 事前キャンペーン

フォトコンテストの作品募集、広報誌等への掲載（広報東京都、建設局ホームページ等）

(2) 行事内容

川を歩こう、施設見学会、河川の清掃活動等、パネル展示、フォトコンテスト、シンポジウム

6 河川水辺の国勢調査

適正な河川環境の整備及び管理を推進するため、定期的・継続的・統一的な河川環境に関する基礎情報を収集することを目的とした調査を、東京都では平成7年度より行っている。

平成28年度には、隅田川外32河川で河川環境基図作成調査、多摩川外12河川で魚類調査、鶴見川外2河川で河川環境基図作成調査を実施する。